

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛知県スキー連盟(以下「当法人」という)の定款第8条の規定に基づき、当法人の入会金及び会費(以下「会費等」という。)の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費等の種類)

第2条 当法人の会費等の金額は、会員の区分ごとに次のとおりとする。

会員の区分		入会金	所属団体会費	会費(年額)
正会員	下記以外	50,000円	50,000円	1,500円
	高体連		加盟学校数×5,000円	1,500円
所属会員	下記以外	—	—	1,500円
	高校生	—	—	1,500円
	中学生	—	—	0円
	小学生	—	—	0円
一般会員	下記以外	1,000円	—	7,500円
	大学生	1,000円	—	7,500円
	全日本学生登録者	—	—	1,500円
	高校生	—	—	6,500円
	中学生	—	—	6,500円
	小学生	—	—	6,500円
賛助会員		—	—	10,000円

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の10%以上を当該事業年度の公益目的の事業に使用する。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は、年1回とし、毎年11月末日までに納入しなければならない。

ただし、新規会員は、別に定める入会手続きに定められた納期までに納入しなければならない。

2 会費の納入方法は次のとおりとする。

(1) 振込

(会費の滞納)

第5条 会員に未納の会費があるとき、当法人は文書による催告を行い催告の期限までに納付の無い場合、催告を受けた会員は定款第11条第1号の規程に基づき当法人の会員資格を喪失する。

(会費の返還)

第6条 当法人は、会委員がその資格を喪失しても、既納の会費等については返還しない。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。

改定 2018年10月25日

改定 2021年9月24日 施行 2022年06月01日